

宿毛市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領

第1 趣旨・目的

本事業は、平成31年3月作成の宿毛市新庁舎建設基本構想をもとに、公募型プロポーザル方式により、その内容及び能力を総合的に比較検討して最も適格と判断される設計者を選定することを目的とする。

第2 宿毛市新庁舎建設基本構想における新庁舎建設の基本的な考え方

- 市民の安心安全な暮らしを支える防災拠点としての庁舎
- 人にやさしく利用しやすい庁舎
- 簡素で経済的、環境へ配慮した庁舎
- 効率性が高く柔軟な対応が可能な庁舎

第3 業務概要

- 1 業務名 令和元年度 庁委 第1号 宿毛市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- 2 業務内容 別添「建築工事設計業務委託特記仕様書」のとおり
- 3 履行期限 契約締結日から令和3年1月8日まで
基本設計 契約締結日から令和元年12月25日まで（5か月程度）
実施設計 基本設計完了後から令和3年1月8日まで
- 4 委託料(上限額) 119,530千円を上限とする。(消費税は含んでいない)
債務負担(予算額) 令和元年度 35,859千円(当該年度支払限度額)
令和2年度 83,671千円
- 5 建物規模 延床面積 約5,400㎡程度
- 6 予定工事費 19億円
※宿毛市新庁舎建設基本構想時における概算であり、庁舎建設工事、外構整備工事を含む。
これ以外の什器・備品費、ネットワークシステム関係費、移転費、消費税は含んでいない。
- 7 計画条件等
(1) 計画条件等は「宿毛市新庁舎建設基本構想」による
(2) 敷地については、本設計業務と並行する形で造成工事による切盛工事(庁舎建設予定地は大部分が切土箇所)を行うこととしている。周辺のボーリングデータを参考として提示するが、実施設計の際には、建設箇所の地質調査を行い、詳細な地質データの確認を行う事とする。
- 8 発注者及び事務局
(1) 発注者 宿毛市
(2) 事務局 宿毛市都市建設課
宿毛市桜町2番1号
電話番号 0880-63-1120
FAX番号 0880-63-2210

第4 受託者の選定方法

1 方式

本業務の受託者選定は、公募型プロポーザル方式による。

期限内に参加意向申出書を提出した者のうち、後記「2 参加資格要件」に掲げる参加資格要件を満たすものであって「3 参加条件」に掲げる参加条件等に適合するもの（一次審査(提出書類による評価)を行い、該当者が多数の場合は、原則として5者を選定する。)に対し、技術提案書の提出を求め、「宿毛市新庁舎建設プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)において技術提案書提出者のプレゼンテーション及びヒアリングを行ったうえで審査(二次審査)を行い、本業務の実施に最も適切と判断された最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を特定する。

市は最優秀提案者を相手方とした契約交渉を行い、本件業務委託契約を締結する。辞退その他の理由により最優秀提案者との間に業務委託契約を締結できない場合は、優秀提案者を契約交渉の相手方とする。

2 参加資格条件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成31年度の宿毛市の入札参加資格を有しているもので、建築関係コンサルタント業務「建築一般」の業種登録事業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - 1) 破産法(平成13年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者
 - 2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく会社更生手続き開始申し立てを行ったもので、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者
 - 3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申し立てを行った者
 - 4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申し立てを行った者で、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていない者
 - 5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同上第2項の一般競争入札に参加させないことができる者
 - 6) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成24年宿毛市規則第28号)第4条第1項各号に規定する排除措置対象者に該当した者
- (3) 参加意向申出書等の提出時において、宿毛市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

※ 参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結までの間に、宿毛市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づき、一級建築士事務所に登録されたもので、一級建築士数を2名以上有していること。
- (5) 国又は地方団体における延べ床面積5,000㎡以上の庁舎建設^{*1}の設計業務履行実績^{*2}を有

すること。

※1 本項における庁舎建設とは、平成 21 年度国土交通省告示第 15 号別添二に掲げる建築物の類型第 4 号の用途等第 2 類にある庁舎等とする。（複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積が 5,000 m²以上であるものに限る。増築の場合は、増築部分の当該用途の面積が 5,000 m²以上であるものに限る。）

※2 本項における設計業務履行実績は、平成 21 年 4 月 1 日以降に履行完了した設計実績（監理業務は除く。）とする。なお、JV の構成員としての実績は代表構成員としての実績に限る。

(6) 次のものは参加資格がないものとする。

- 1) 本業務に係る審査委員会の委員
- 2) 1) に掲げるものが、自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属するもの
- 3) 1) に掲げる者の研究室等に所属するもの

3 参加条件

(1) 単体企業又は設計共同企業体（以下「設計 JV」という。）とする。

(2) 設計 JV で参加意向申出書等を提出する場合は、代表構成員が「2 参加資格要件」をすべて満たし、その他構成員も「2 参加資格要件」(1) から (3) を満たしている事とする。また、設計 JV の構成員は、単体企業及び他の設計 JV の構成員として参加意向申出書等の提出はできないものとする。

(3) 設計 JV の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合にあっては 30% 以上、3 者である場合にあっては 20% 以上であること。

(4) 配置技術者（担当チーム）

分担業務分野の分類及び業務内容は次の表によるものとし、管理技術者及び各分担業務分野の担当主任技術者を次の通り配置し、担当チームを構成するものとする。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一に掲げる基本設計及び実施設計の業務のうち、「戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書」の表の「設計の種類」における「総合」に関する業務
構造	同上「構造」に関する業務
電気設備	同上「設備」のうち「電気設備」に関する業務
機械設備	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」及び「昇降機等」に関する業務

(5) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任してはならない。また、各担当主任技術者は、ほかの主任担当技術者を兼任してはならない。

(6) 管理技術者及び各担当主任技術者は、参加意向申出書等を提出したものと直接的かつ恒常的

に3カ月以上の雇用関係^{※3}（以下「直接的な雇用関係」）にあること。設計JVで参加意向申出書等を提出する場合は、設計JVの構成員と直接的な雇用関係にあること。なお、構造、電気設備、機械設備の担当主任技術者に協力事務所の職員を加えた場合は協力事務所と直接的な雇用関係にあること。

※3 直接的な雇用関係とは、管理技術者、建設(総合)担当主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については該当しないものとする。

(7) 配置技術者は、それぞれ次に掲げる資格を満たすものとする。また、管理技術者については平成21年4月以降に日本国内で基本設計又は実施設計を履行完了した同種業務、類似業務に管理技術者として携わった実績を有すること。なお、配置技術者の業務の実績及び業務の区分及び業務の携わった立場の区分は以下のとおりとする。

ア 設計業務に係る配置技術者

- ①管理技術者：一級建築士
- ②建築（総合）担当主任技術者：一級建築士
- ③建築（構造）担当主任技術者：構造設計一級建築士又は一級建築士
- ④電気設備担当主任技術者：建築設備士又は設備設計一級建築士
- ⑤機械設備担当主任技術者：建築設備士又は設備設計一級建築士

イ 業務の実績及び業務の区分

配置技術者における業務の実績は以下に示すものとする。

同種業務：国又は地方公共団体が発注した延べ床面積5,000㎡以上（原則1棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可）の庁舎（平成21年国土交通省告示第15号別添二の類型第4号第2類の庁舎を示す。銀行本社ビル等は除く。）の新築及び改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。

類似業務：平成21年国土交通省告示第15号別添二による類型第4号（業務施設）の同種以外の施設（延べ床面積5,000㎡以上）又は延べ床面積2,500㎡以上の庁舎の新築及び改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。

※ 履行実績は、平成21年4月1日以降に履行完了した実績を対象とする。

※ 改修設計業務の場合は、新築部分の延べ床面積が5,000㎡以上とする。

※ 増築の場合は、増築部分の当該用途の面積が5,000㎡以上であるものに限る。

※ 複合用施設の場合は、当該部分用途の面積が5,000㎡以上であるものに限る。

ウ 業務の携わった立場の区分

- ①「管理技術者」とは、業務の管理及び統括等を行う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。
- ②「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

③「担当技術者」とは①、②に示す「管理技術者」「主任担当技術者」以外の技術者をいう。

なお、配置技術者の実績において再委託業務などにより担当技術者等としての実績が確認できない場合でも現に業務を行った者は業務の履行が確認できる資料により担当技術者の実績を確認する。

(8) 協力事務所（業務の再委託先）について

ア 本業務における専門分野（3 参加条件（4）配置技術者(担当チーム)に示す管理技術者および建築（総合）主任技術者が担う業者）を除く。）について、協力事務所を加えることができる。ただし、協力事務所は、本業務に参加する別の単体企業、共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

イ 協力事務所は、「2 参加資格条件（1）から（3）」までを満たすこと。協力事務所およびJV構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は次を参照する事。

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置
◆：協力事務所から配置可能 -：該当する企業からの配置は不可

	配置技術者	単体企業		JV		
		単体企業	協力事務所	代表構成員	構成員	協力事務所
ア	管理技術者	○	-	○	-	-
イ	建築総合担当主任技術者	○	-	△	△	-
ウ	建築構造担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
エ	電気設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
オ	機械設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆

ウ 協力事務所から配置する上記の主任技術者は、公告日の3カ月以上前から協力事務所との雇用関係が継続していること。

4 現地説明会

実施しない。

5 審査の実施

(1) 審査委員会の構成

審査委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで、公表しないものとする。

(2) 審査スケジュール

	内容	日時
1	実施要領公表及び資料配布 ※市ホームページからダウンロード	令和元年5月14日(火)から 令和元年5月23日(木)
2	参加意向申出に関する質問受付	令和元年5月14日(火)から 令和元年5月20日(月)まで
3	参加意向申出に関する質問への回答	令和元年5月22日(水)
4	参加意向申出書提出受付締め切り	令和元年5月24日(金)
5	一次審査(書類審査)	令和元年5月25日(土)から 令和元年5月30日(木)まで
6	一次審査結果通知 技術提案書要請通知	令和元年5月31日(金)
7	技術提案に関する質問受付	令和元年6月1日(土)から 令和元年6月10日(月)まで
8	技術提案に関する質問への回答	令和元年6月14日(金)
9	技術提案書提出受付締め切り	令和元年6月25日(火) 予定
10	二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和元年7月9日(火) 予定
11	二次審査結果通知・公表	令和元年7月12日(金) 予定
12	契約手続	令和元年7月15日(月)から 令和元年7月26日(金)まで

※スケジュールに変更があった場合は別途、通知する。

第5 手続き

1 参加意向申出書等の交付場所および交付方法

(1) 交付場所 宿毛市都市建設課

(2) 交付方法 参加意向申出書等は宿毛市ホームページからの入手を原則とする。これによりがたい場合は、担当課においても希望者には直接交付する。(直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

一次審査

2 参加意向申出書等の提出方法

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書 (様式1)

イ 配置技術者一覧(様式2)

ウ 協力事務所の内容等 (様式3)

エ 設計事務所の主要業務実績(様式4)

オ 管理技術者の業務実績等 (様式5)

カ 受託した場合の建築総合担当主任技術者の業務実績等 (様式6)

キ 受託した場合の各担当主任技術者の業務実績等 (様式7)

ク 設計業務共同企業体協定書の写し(様式10)

ケ 委任状 (様式11)

コ 使用印鑑届 (様式12)

※様式10から様式12は設計JVでの参加の場合に提出。

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)によること。
ただし、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出部数 様式1から様式3、様式10から様式12は、1部提出すること。
様式4から様式7までは、左上1箇所ホチキス留等で15部提出すること。
提出書類一式のPDFデータ 1部(CD-R又はDVD)

※ 雇用関係、実績、保有資格、受賞歴等の確認のための資料は紙ファイルにまとめて綴じて提出すること。

(5) 提出期限 (参加意向申出書等提出期限)

様式1から様式7、様式10から様式12の書類の提出期限は、令和元年5月24日(金)午後5時必着とする。

3 参加意向申出書等に関する質問書の提出場所及び方法

参加意向申出書等に関して質問がある場合は、質問書(様式8)を作成し、提出期限までに電子メールで提出する事とする。なお、必ず担当事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認する

事とする。

電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和元年5月20日(月)
- (2) 提出先メールアドレス kensetu@city.sukumo.lg.jp
- (3) 回答期限 令和元年5月22日(水)
- (4) 回答方法 質問を取りまとめ回答書として参加意向申出書提出者すべてにメール送信する。

4 参加意向申出書等の記入上の留意事項

(1) 各様式における作成及び記載上の留意事項

- ア 様式4から様式7までの実務実績とは、平成21年4月以降に日本国内で実施設計を完了した同種業務、類似業務の実績とする。設計JVの場合は、各構成員の実績のうちから記入すること。
- イ 様式4の主要業務実績には、同種業務・類似業務実績のうち同種業務を優先して5件以内で記載し、5件に満たない場合は、記載後空欄とすること。
- ウ 様式4の主要業務実績の記載に当たっては、契約および業務完了を称する書類の写しを1部添付すること。
- エ 様式5から様式7の「立場」は、かかわった業務分野及び立場(管理技術者、担当主任技術者、担当技術者又はこれに準ずる立場)を記載すること。
- オ 様式5から様式7の主要業務実績は、様式5及び様式6は、5件以内、様式7は、3件以内で記載し、それぞれの件数に満たない場合は記載後空欄とすること。
また、同種・類似業務実績の記載にあたっては、同種業務実績を優先すること。
- カ 様式5から様式7の業務実績の記載に当たっては契約および業務完了を称する書類の写しを1部添付すること。また、技術者の保有資格については、それを称する資格者等の写しを1部添付すること。
- キ 様式5及び様式6の受賞歴の対象は以下のとおりとする。受賞歴についてはそれを確認することができる資料の写し(携わった立場も確認できること。)等を添付すること。なお、受賞対象の業務における立場が、管理技術者又は及び主任技術者であることを評価の対象とするので、これに該当しないものは記入しないこと。
日本建築学会(学会賞、作品選奨)、日本建築家協会(日本建築大賞(JIA 日本建築大賞)、建築家協会賞(JIA優秀建築賞)、JIA新人賞、協会選100選(優秀建築選100作品))、公共建築協会(公共建築賞、特別賞、優秀賞)、日本建設業連合会(BCS賞)の受賞に限る。
- ク 管理技術者、および各担当主任技術者については、「第4受託者の選定方法 3参加条件(6)」の条件を確認するため、健康保険証の写し等、雇用関係の継続を証明できるものを添付すること。
- ケ 様式5及び様式6の「主な手持ち設計業務量」は、令和元年5月1日現在における設計業務について記載すること。なお、他のプロポーザル特定見込み契約のものも含めることとし、工事監理業務は含めないものとする。
- コ 協力者を加える場合は、様式3に記載すること。

サ 様式4から様式7は、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容記述（具体的な会社名等）を記載しないこと。

5 一次審査における評価基準

【一次審査評価基準】

評価項目	主な評価基準	配点
ア事務所の能力	事務所の有資格者数及び同種又は類似業務の実績、	25.0
イ配置技術者の技術力	配置技術者の実績や受賞歴・継続教育（CPD）の取得 単位	75.0

6 技術提案書提出者の選定

参加意向申出書の提出があったもののうち、一次審査（書類審査）を通過した二次審査対象者（原則として5者以内）に書面によりその旨を通知するとともに、技術提案書の提出を要請する。

また、二次審査対象者として選定されなかった者には、書面によりその旨を通知する。

なお、一次審査評価点数に同点のものがある場合は、企業実績の評価により順位付けを行う。それも同点の場合は、配置技術者の実績により順位付けを行う。

なお、選定されなかったものについては点数および順位の開示を要求することができる。それ以外の審査結果についての質疑及び異議は受け付けない。

二次審査

7 技術提案書の提出

技術提案書の提出を求められたものは、次により「技術提案書（様式9から9-2）」を提出するものとする。

（1）提出書類

ア 技術提案書表紙（様式9）

イ 技術提案書（様式9-1及び9-2）

次の提案テーマ等①から④について、それぞれA3片面1ページ（カラー可）以内にまとめること。

①業務実施方針

基本的な考え方（基本コンセプト）、業務の実施方針、地元雇用や地域経済の活性化に関する配慮事項、取り組み体制、設計チームの特徴、業務の工程、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

②提案テーマ1：『行政機能』

『行政サービスの充実と向上に資する窓口空間及び執務空間のあり方について』

(来庁者の利用しやすさに配慮した窓口機能や案内(サイン)、職員の使いやすさに配慮したオフィス機能(執務環境及び会議スペースの確保など)など空間構成のあり方について言及すること。)

③提案テーマ2 :『防災』

『災害時には新庁舎に災害対策本部が設置されるなど、宿毛市の防災拠点として災害時にも業務が継続できる防災機能の考え方について』

(建築計画、構造、設備の面から、安心・安全な庁舎として備えるべき機能について言及すること。)

④提案テーマ3 :『経済性』

『建設費を含むライフサイクルコストの縮減方策について』

(ライフサイクルコストの縮減と再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱など)の導入など、庁舎の維持管理手法について言及すること。)

(2) 提出期限

(第2次提出期限)

様式9、様式9-1、9-2の提出期限は、令和元年6月25日(火)を予定している。詳細は、第1次審査により選定されたものに別途通知する。

(3) 提出場所 事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)によること。

ただし、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出部数 様式9は、各1部提出する事。

様式9-1及び9-2は、15部提出する事。

提出書類一式のPDFデータ 1部(CD-R又はDVD)

8 技術提案に関する質問の受付

参加意向申出書等に関して質問がある場合は、質問書(様式8)を作成し、提出期限までに電子メールで提出すること。なお、必ず、担当事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。

電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出期限 令和元年6月10日(月)

(2) 提出先メールアドレス kensetu@city.sukumo.lg.jp

(3) 回答期限 令和元年6月14日(金)

(4) 回答方法 質問を取りまとめ回答書として技術提案書提出者すべてにメール送信する。

9 技術提案書の記入上の留意事項

ア 様式9-1及び様式9-2は、提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容記述(具体的な会社名等)を記載しないこと。

- イ 様式 9-1 及び 9-2 の記載にあたっては、次の事項に留意し、提案表現の制限に抵触することがあれば減点の対象とする場合がある。
- ウ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。
- エ 文字は読みやすいように 10 ポイント以上の文字とすること。なお、図・表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすさに配慮する事
- オ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲において、イメージ図、パース、簡易な立面、平面図は認めるが、模型は認めない。
- カ 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過者に対し、次により技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施予定日 令和元年 7 月 9 日 (火)
- (2) 実施場所(予定) 宿毛市役所 3 階 委員会室
(詳細については第一次審査通過者に通知します。)
- (3) 出席者 説明者は管理技術者 1 名及び担当主任技術者のうち 2 名の計 3 名以内とする。原則として代理者の出席及び指定されたもの以外の出席は認めない。
- (4) 実施方法及び留意事項
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。
 - イ 会場への誘導は、集合場所から係員の指示に従うこと。
 - ウ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は参加意向申出書の受付順とする。
 - エ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は 1 者 50 分程度とし、その内訳はプレゼンテーション 20 分以内、ヒアリングを 30 分程度想定している。
 - オ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間 (10 分程度想定) に行うこと。
 - カ プレゼンテーションに使用する資料は技術提案書の内容のみとし、内容の変更や追加は認めない。各社で用意したパソコン (パワーポイント等のソフト入り) を用いて説明すること。ただし、提案書に記載された文章図等の範囲であれば、拡大用紙 (パネル)、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。なお、模型の提示及び動画の使用は認めない。また、パワーポイントの使用のため、内容の変更を伴わない編集を行うことは可とする。
 - キ プロジェクターは、事務局で用意する (EPSON EB-W31)。機種の使用等については、事前に確認すること。なお、スクリーンは (EPSON ELPS08 W1620mm× H1220mm) の大きさを用意する。
 - ク その他の留意事項は、第一次審査通過者に送付する選定結果通知書に記載する。

1 1 審査における評価項目

【評価基準】

評価項目	主な評価基準	配点
一次評価点		100.0
基本事項	業務理解度、取り組み意欲、実施体制の適格性	40.0
提案テーマ1(行政機能)	提案内容の適格性、独創性、実現性	40.0
提案テーマ2(防災)		60.0
提案テーマ3(経済性)		50.0
プレゼンテーション	取組意欲、コミュニケーション能力	10.0
総合評価点	(一次+二次)	300.0

1 2 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定

ア 各委員がつけた二次審査における総評価点に一次審査の評価点を加え、総合評価点を算出し、総合評価点の高いものから委員ごとに順位点を算定する。

イ 順位的一位獲得数が最も多いものを最優秀提案者(優先交渉権者)とし、一位獲得数が次に多いものを優秀提案者(次点交渉権者)とする。

ウ 一位獲得数が同点の場合は、委員毎の順位点の合計(総順位点)の高いものから順位付けを行う。獲得した総順位点が高同点の場合は、各委員がつけた総合評価点の合計が高いものから順位付けを行う。それも同点の場合は、参考見積書(任意様式)の徴取を行い安価なものから順位付けを行う。

(2) 審査結果の通知等

優先交渉権者及び次点交渉権者として特定された技術提案者に対してはその旨の通知を、特定されなかった者に対してはその旨を書面により通知する。

また、審査結果については、宿毛市ホームページにおいて公表する。この場合において、各提出者の評価項目ごとの評価点数を公表する。なお、提出者の名称(企業名)については、優先交渉権者のみ公表する。

なお、選定されなかったものについては点数および順位の開示を要求することができる。それ以外の審査結果についての質疑及び異議は受け付けない。

1 3 契約の締結

(1) 契約締結交渉

優先交渉権者に特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点交渉権者

と交渉を行う。

なお、特定された技術提案書等の内容によって、仕様書の一部を変更したうえで契約する場合がある。

契約締結者が確定した後、契約締結者の技術提案書は宿毛市ホームページにおいて公表を行う。

1 4 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、本市に関連する情報を入手するための紹介窓口は宿毛市都市建設課とする。
- (3) 参加者1社につき1提案とする。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨ならびに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (5) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出展を明示すること。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査および（8）に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加意向申出書等に記載した配置予定技術者は原則変更できないものとする。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得なければならない。
- (8) 提出された技術提案書は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく情報公開請求があった場合、ならびに議会へ説明する場合、公開することとする。
- (9) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。今後、建設予定地の造成工事およびアクセス道路の整備を行う予定としており、まだ未整備であるため、個別に現地調査等を行う場合は、十分注意をすること。
- (10) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。
- (11) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえで、本プロポーザルに参加すること。